

『教育長伝達事項』

新地町教育長

2023.4.20

【1】「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」(学教法37⑦)

校長からの指示待ちでなく、あらゆる教育課題に対して教頭としての意見を持つこと。通知文は内容を理解した上で、いつでも対応できるように整理・保管しておくことが大切。課題のある渉外部門も逃げずに教職員の矢面に立つ構えが要求される。

[教頭] (1) 「初心忘るべからず」 ⇄ 学校運営の責任者としての自覚

◎Do not forget your first resolution.

(2) 校長の経営ビジョンに沿った運営ができているか

◎学校教育目標の実現や課題解決のための組織づくりと教育活動の推進の統括 ⇒ 点検 → 評価 → 改善

(3) 広報・広聴する力量 → 学校教育の外部評価としての位置

◎学校教育活動の意思・方針・成果等の外部発信と広聴

【2】「学校教育全般にアカウンタビリティ（説明責任）が求められている」

校長は自らの学校経営について、その経営の成果をあげるとともに、その結果について対外的に説明責任を負う・・・教頭のサポート

◎「児童生徒の背景には保護者の姿がある」

⇒ 教職員の自覚を促しておくことが効果的

◆ホームページ、学校だよりでの広報活動は最低限

◆新聞社の支局に対しての資料提供を教頭に指示するのは校長

⇒ 新聞掲載記事を外部評価として捉えることが肝心

【3】確認事項

(1) ノー残業デー履行・・・小学校は金曜日、中学校は月曜日。

※リフレッシュデーは校長裁量 ⇄ 多忙化解消の一助

(2) 夏季休業日は最後の3日間短縮 [~8月21日]

(3) 土・日曜日に行う中学校部活動時間は4時間を超えない。

(4) 不登校指導には管理職、養護教諭、カウンセラー等も係わる。

(5) いじめ件数報告の共通理解で喧嘩もカウントする。

(6) 夏季休業中の閉校日を8月10日(木)～16日(水)とする。

【4】ICT教育、食育、学力向上等の各種要請に理解いただき感謝します。

・今までどおり、指導主事に忌憚のない建設的意見を頂戴したい